

# 匠のまち創造支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「大内文化特定地域（以下「特定地域」という。）」で、新たに事業活動を行う者に補助金を交付し、伝統産業をはじめとして、地域の個性を生かしたサービス業や商業或いは工業などの集積により、特定地域内の地場産業の振興と観光客等による地域内の交流人口の増加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設をいう。
- (2) 設備 事業の用に供するために直接必要な施設、機械、装置、機器、器具をいう。ただし、施設から独立した機械、装置、機器、器具は対象外とする。
- (3) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア これまで事業活動を行っていない者が、事業を開始する場合
  - イ 現に事業活動を行っている者が、新たな分野での事業を開始する場合
- (4) 創業の日 法人の場合は、会社設立の日。個人事業者の場合は、開業の日
- (5) 事業者 事業所の設置を行う者
- (6) 体験工房等 事業者が営む事業内容を一般市民が体験することができ、おおむね15㎡以上の面積を有する場をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象事業者の指定)

第4条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、特定地域内で事業所を開店して6ヶ月未満の者、又は創業後6ヶ月以上の者で特定地域内で同業種の事業所を新たに開店する者で、次の各号に掲げる要件の内いずれかに該当する者の内、相当と認められた者について指定するものとする。

- (1) 体験工房等を併設した事業所で事業活動を行う者
- (2) 業務の内容が、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）」に基づき伝統的工芸品に指定された大内塗又は萩焼を製造する者、又は主に販売する者
- (3) 業務の内容が、「外郎」を製造する者、又は主に販売する者
- (4) 前各号に規定するもののほか、業務の内容が特定地域の活性化に資するものであり、かつ、観光客等による特定地域内の交流人口の増加が図られるものと認められた者

2 事業者が補助金の交付を受けた事業所を閉店し、特定地域内の他の事業所を開店

する場合は、補助金を受けることはできない。

3 前各項に規定する指定は運営主体が行うものとし、指定を受けようとする事業者は、運営主体に指定の申請をしなければならない。

4 運営主体は、前項の規定により事業者を指定する場合において、必要により、審査会を開催して意見を求めることができる。

5 運営主体は、第3項の規定により事業者を指定する場合において、必要と認められる条件を付すことができる。

(補助金の種類等)

第5条 市長は、指定された補助対象事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、設備改修等に対する補助金を別表1に定めるところにより、予算の範囲内で補助することができる。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、運営主体に補助金交付申請をし、運営主体は、その内容を審査の上、補助金を交付するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更の届け出)

第7条 指定事業者は、当該指定に係る申請の内容を変更したときは、速やかにその旨を運営主体に届け出なければならない。

2 運営主体は、前項の規定による届け出があったときは、当該届け出をした指定事業者に対し、指定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(財産の管理及び処分)

第8条 指定事業者は、補助事業により取得、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付決定日から3年間は、補助事業により新設又は増設した設備等の処分をしてはならない。

3 補助金の交付決定日の属する事業年度の後3年間は、補助事業に係る費用の分かる書類等を保存しなければならない。

(事業所の移転等)

第9条 補助金を受けた指定事業者は、補助金の交付決定日から3年間は事業所を移転又は閉業してはならない。

(指定の取り消し)

第10条 運営主体は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する指定の要件を欠くことになったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 指定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合の他取り消す必要があると認めたとき。

2 運営主体は、前項の規定により指定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を別に定める匠のまち創造支援事業補助金返還規定により返還させることができる。

(報告及び調査)

第11条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認めた事項について、指定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市匠のまち創造支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(匠のまち創造支援事業補助金審査会設置要綱の廃止)

2 匠のまち創造支援事業補助金審査会設置要綱（平成17年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに、補助金の交付の決定を受けている者については、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに、補助金の交付の決定を受けている者については、改正前の要綱を適用するものとする。

別表1(第5条関係)

補助金の種類	補助対象経費	補助金額	交付時期	申請できる期間	交付額の計算
設備改修等補助	<p>設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置に係る経費(注)                      ただし、事業の用に供さない部分を含む場合は、業務の用に供す部分の割合を補助対象とする。</p>	<p>(1)要綱第4条第1項第1号に該当する指定事業者については、補助対象経費の3分の2以内                      ただし、200万円を限度                      (2)要綱第4条第1項第2号及び第3号に該当する指定事業者については、補助対象経費の2分の1以内                      ただし、150万円を限度                      (3)要綱第4条第1項第4号に該当する指定事業者については、3分の1以内                      ただし100万円を限度</p>	<p>補助対象の設備に関する費用を一旦支払った後</p>	<p>運営主体が別に定める募集期間</p>	<p>算出して得た額に100円未満の端数がある場合、これを切り捨てる。</p>

(備考)

1 補助対象となるものが、他の補助若しくはそれに類する経費の補助を受けるものについては、対象としない。

※注 店舗の外観の改修等については、歴史的町屋景観(大内文化特定地域の歴史の薫る街並み景観)を活かしたものとすること。